

| |
|------------|
| 竹原市収受 |
| 竹葉号 |
| 01. B. - 0 |
| 処理期日 |
| 登録年 |
| 登録日 |
| 登録番号 |
| 保存年 |

資料様式第3号

| | | | | | |
|--|--|--|--|--|---|
| 議長 | 副議長 | 局長 | 局長補佐 | 係長 | 局員 |
|  |  |  |  |  |  |

令和元 年 8 月 9 日

議員(視察・調査・研修)結果報告書

議員氏名

高重 洋介



| | |
|--------------------------|--|
| 視察・調査場 | 京都セミナー・京都テルサ東館 |
| 期 日 | 令和元 年 7 月 11 日 ~ 令和元 年 7 月 11 日 |
| 経 費 | 46,740 円 (交通費 21,740 円 研修費 25,000 円) |
| 参加者氏名 | 高重 洋介 |
| 視察・調査的目 | 議案審査に不可欠な契約法を学ぶ！外部委託の進展と民法大改正に備える。 講師 松村 享 |
| 内 容 (視察先の現状、竹原市との比較等) | <ol style="list-style-type: none"> 1. 契約と地方議会議員 2. 契約の基本原則 3. 契約の成立 4. 契約主体 5. 自治体にかかわりの深い契約 6. 自治体における財産管理にかかる契約 7. 自治体契約の締結と履行 8. 自治体契約の違法性が争われた判例 |
| 効果・成果等 | <p>少子高齢社会の進展、また行政事務の効率的な対応等により行政サービスの民営化・民間化が求められる現状において委託契約をはじめ様々な契約を締結する必要がある。議会としても契約の適正、違法性をチェックする必要がある、自治体における様々な契約の種類・成立要件等、また公共施設等 一般競争入札・指名競争入札等特有の制約についての講義を受ける事ができた。今後の議案審査等、議会活動に生かしたいと思う。</p> |

※ 実施後1ヶ月以内に報告する。

議員・職員のための

議案審査に不可欠な契約法を学ぶ!

～外部委託の進展と民法大改正に備える～

in 東京・京都



講師 松村 享(まつむら すすむ)

【名古屋学院大学法学部教授】

同志社大学法学部法律学科卒。四日市市役所に入庁し、20数年間法務を担当。総務部理事、会計管理者を経て平成30年4月から現職。日本経営協会、市町村アカデミー、全国市町村国際文化研修所等で、自治体契約制度、条例立案論、外部委託制度、情報公開制度等の講師を務めている。著書に「自治体職員のための契約事務ハンドブック」「自治体職員のための住民監査請求・住民訴訟の基礎知識」「基礎から学ぶ入門地方自治法」等多数。

東京 / 5月16日(木)
10:00～17:00

京都 / 7月11日(木)
10:00～17:00

1. 契約と地方議会議員

- (1)外部委託の進展とともに重要性が増す契約 (2)契約の意味
- (3)地方議会議員が契約法を学ぶ意味

2. 契約の基本原則

- (1)契約が成立するためのルール (2)契約自由の原則
- (3)自治体契約に特有の制約(①一般競争入札、②指名競争入札、③随意契約、④総合評価方式による入札、⑤低入札価格調査制度・最低制限価格制度、⑥入札参加資格、⑦予定価格)

3. 契約の成立

- (1)契約の成立要件 (2)申込みの誘因 (3)契約の効力が生じる時期

4. 契約主体

- (1)自然人と法人 (2)その他の団体 (3)自治体契約と代表者

5. 自治体にかかわりの深い契約

- (1)物の権利に関する契約 (2)役務の提供を求める契約 (3)その他の契約

6. 自治体における財産管理にかかる契約

- (1)財産の分類 (2)公有財産 (3)行政財産の管理、処分 (4)普通財産の管理
- (5)物品の管理 (6)職員の行為制限

7. 自治体契約の締結と履行

- (1)自治体契約の基本原則 (2)自治体契約の特則 (3)契約の履行

8. 自治体契約の違法性が争われた判例

(株)地方議会総合研究所